

鹿屋市茶業生産振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市茶業生産振興対策事業補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第206号）の  
一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り  
捨てる

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。